

条件変更対応保証の創設について

目 的

この保証は、金融機関からの借入に関する返済条件の見直しを行う際に必要となる資金の保証を行うことにより中小企業者の債務の弁済に係る負担の軽減を図り、もって中小企業者に対する金融の円滑化を促すことを目的としています。

制度概要

1 申込人資格要件

保証申込時点において、原則として、公的金融（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は商工組合中央金庫による貸付等及び信用保証協会による保証）の利用がない中小企業者（実質的にこれと同様である場合を含む。）

2 保証条件

(1) 保証限度額 2億8,000万円。ただし、保証申込時点における取扱金融機関による貸付（以下「借換対象貸付」という。）の元本残高を限度とします。

普通保険にかかる保証 2億円以内

無担保保険にかかる保証 8,000万円以内

中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内

(2) 保証形式 個別保証とします。

(3) 保証割合 40パーセント（割合保証）

(4) 保証期間 延長含め、最長3年間

(5) 信用保証料率 借入金額に対し0.88%（保証金額に対し2.20%）

(6) 対象資金 借換対象貸付の元本残高の決済資金

(7) 貸付金利 取扱金融機関所定利率。ただし、借換対象貸付にかかる利率より低い利率。

(8) 担保・保証人 借換対象貸付にかかる担保・保証人と同一条件

3 申込添付書類

信用保証協会所定の申込資料の他、以下の資料を添付願います。

①保証債務の消滅に関する同意書

②借換依頼書

③返済条件説明書

④経営改善計画書

⑤金利説明書

4 取扱期間

本制度の取扱期間は、平成21年12月15日から平成23年3月31日までとします。